7-1. 育児休業等の取得状況(教育職員)(令和3年度)

都道府県・指定都市教育委員会及び域内の市町村教育委員会の所管に属する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(非常勤の者を含む。)、実習助手及び寄宿舎指導員)のうち、令和3年度に育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得していた人数を記載すること。

1. 令和3年度中に新たに取得可能となった職員の状況

(単位:人)

							(半世. 八)
	令和3年度中に新たに育児休業等 の対象となった者(A)	Aのうち育児(木業取得者数	Aのうち育児短時	間勤務取得者数	Aのうち部分の	木業取得者数
男性職員	17,260	1,603	(9.3%)	38	(0.2%)	112	(0.6%)
女性職員	20,591	20,064	(97.4%)	755	(3.7%)	1,058	(5.1%)
計	37,851	21,667	(57.2%)	793	(2.1%)	1,170	(3.1%)

2. 育児休業等の取得者数

(単位:人)

育児休業 取得者数			育児領	短時間勤務 取得	身者数	部分休業 取得者数			
	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計
令和3年度 新規取得者	2,012	20,651	22,663	85	2,060	2,145	290	3,276	3,566
前年度から 引き続いている者	151	25,594	25,745	25	1,367	1,392	148	2,051	2,199
合計	2,163	46,245	48,408	110	3,427	3,537	438	5,327	5,765

⁽注)1「令和3年度新規取得者」には、令和3年度に新たに取得可能となり取得した者の他、令和2年度以前に取得可能となり令和3年度から新たに取得したものが含まれる。よって、下記2の「令和3年度中に新たに取得可能となった者」の、「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

3. 育児休業等の承認期間等(令和3年度の新規取得者について)

(1) 育児休業承認期間

(単位:人)

	育児休業		育児休業承認期間								
区分取	取得者数	1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超24月以 下	24月超			
男性職員	2,012	506	382	362	233	423	98	8			
77 II.180.54	(100.0%)	(25.1%)	(19.0%)	(18.0%)	(11.6%)	(21.0%)	(4.9%)	(0.4%)			
女性職員	20,651	67	112	390	1,277	3,192	8,940	6,673			
久压械员	(100.0%)	(0.3%)	(0.5%)	(1.9%)	(6.2%)	(15.5%)	(43.3%)	(32.3%)			
合計	22,663	573	494	752	1,510	3,615	9,038	6,681			
	(100.0%)	(2.5%)	(2.2%)	(3.3%)	(6.7%)	(16.0%)	(39.9%)	(29.5%)			

⁽注) ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。

(2)1月以下の育児休業承認期間の内訳

(単位:人)

	1月以下の育児休業承認期間の内訳							
区分	5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	合計				
男性職員	169	133	204	506				
女性職員	8	22	37	67				
合計	177 (30.9%)	155 (27.1%)	241 (42.1%)	573 (100.0%)				

7-1. 育児休業等の取得状況(教育職員)(令和3年度)

(3) 育児短時間勤務

① 承認期間

(単位:人)

					(単世. 八)			
EA	育児短時間勤務	育児短時間勤務承認期間						
区分	取得者数	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超			
男性職員	85	20	5	5	55			
77 IZ1805Q	(100.0%)	(23.5%)	(5.9%)	(5.9%)	(64.7%)			
女性職員	2,060	125	128	141	1,666			
X III MA	(100.0%)	(6.1%)	(6.2%)	(6.8%)	(80.9%)			
合計	2,145	145	133	146	1,721			
ПНІ	(100.0%)	(6.8%)	(6.2%)	(6.8%)	(80.2%)			

(注) ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。

② 勤務形態

(単位:人)

区分	育児短時間勤務	勤務形態							
上 河	取得者数	1日3時間55分 1日4時間55分 週3日		週2日半	その他				
男性職員	85	11	50	8	3	13			
74 III 1777	(100.0%)	(12.9%)	(58.8%)	(9.4%)	(3.5%)	(15.3%)			
女性職員	2,060	476	1,226	232	72	55			
スは例外	(100.0%)	(23.1%)	(59.5%)	(11.3%)	(3.5%)	(2.7%)			
合計	2,145	487	1,276	240	75	68			
니티	(100.0%)	(22.7%)	(59.5%)	(11.2%)	(3.5%)	(3.2%)			

- (注)1 ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。 (注)2 勤務形態の「1日3時間55分」及び「1日4時間55分」は、1日の勤務時間が7時間45分である場合の勤務形態である。 (注)3 勤務形態を年度途中で変更している場合、育児短時間勤務取得者数と勤務形態の合計人数は一致しない場合がある。

(3) 部分休業

① 承認期間

(単位:人)

区分	部分休業	部分休業承認期間								
	取得者数	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超			
男性職員	290	273	13	0	3	0	1			
77 II.180.50	(100.0%)	(94.1%)	(4.5%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.3%)			
女性職員	3,276	3,047	174	28	17	7	3			
X IL-IMAG	(100.0%)	(93.0%)	(5.3%)	(0.9%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.1%)			
合計	3,566	3,320	187	28	20	7	4			
ПВІ	(100.0%)	(93.1%)	(5.2%)	(0.8%)	(0.6%)	(0.2%)	(0.1%)			

(注) ()は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。

② 承認時間

(単位:人)

"	部分休業	1日の部分休業取得時間(平均)						
区分	取得者数	30分以下	30分超 60分以下	60分超 90分以下	その他			
男性職員	290	75	121	31	63			
77 II.18K.P.	(100.0%)	(25.9%)	(41.7%)	(10.7%)	(21.7%)			
女性職員	3,276	725	1,303	574	674			
X IL-IMAG	(100.0%)	(22.1%)	(39.8%)	(17.5%)	(20.6%)			
合計	3,566	800	1,424	605	737			
ПРІ	(100.0%)	(22.4%)	(39.9%)	(17.0%)	(20.7%)			

(注) ()は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。

7-1. 育児休業等の取得状況(教育職員)(令和3年度)

4. 育児休業等の代替要員の配置状況(令和3年度の新規取得者について)

(1) 育児休業の代替要員の配置状況

(単位:人)

区分	育児休業	代替要員の配置状況								
巨刀	取得者数	任期付任用	臨時的任用	非常勤職員の任用	配置換え	その他の任用行為	特段の措置なし	その他		
男性職員	2,012	317	931	125	7	0	631	1		
77 II. 1945	(100.0%)	(15.8%)	(46.3%)	(6.2%)	(0.3%)	(0.0%)	(31.4%)	(0.0%)		
女性職員	20,651	6,584	12,639	672	32	15	680	29		
X II. INK	(100.0%)	(31.9%)	(61.2%)	(3.3%)	(0.2%)	(0.1%)	(3.3%)	(0.1%)		
合計	22,663	6,901	13,570	797	39	15	1,311	30		
	(100.0%)	(30.5%)	(59.9%)	(3.5%)	(0.17%)	(0.1%)	(5.8%)	(0.1%)		

- (注)1 育児休業の新規取得者について、その代替措置を記載したものである。 (注)2 代替措置により任用された者の数ではないことに留意すること。 (注)3 ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。

(2) 育児短時間勤務の代替要員の配置状況

() ()

								(手匹: 八)		
ΕZΛ	育児短時間勤務	代替要員の配置状況								
区分	取得者数	任期付任用	臨時的任用	非常勤職員の任用	配置換え	その他の任用行為	特段の措置なし	その他		
男性職員	85	7	10	36	1	0	24	7		
73 II. 1905	(100.0%)	(8.2%)	(11.8%)	(42.4%)	(1.2%)	(0.0%)	(28.2%)	(8.2%)		
女性職員	2,060	481	206	987	19	76	192	99		
久压概员	(100.0%)	(23.3%)	(10.0%)	(47.9%)	(0.9%)	(3.7%)	(9.3%)	(4.8%)		
合計	2,145	488	216	1,023	20	76	216	106		
	(100.0%)	(22.8%)	(10.1%)	(47.7%)	(0.9%)	(3.5%)	(10.1%)	(4.9%)		

- (注) 1 育児短時間勤務の新規取得者について、その代替措置を記載したものである。 (注) 2 代替措置により任用された者の数ではないことに留意すること。 (注) 3 ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある)。